

## 中山間地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 中山間地域課題解決型起業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中山間地域課題解決型起業支援事業」（以下「補助事業」という。）とは、広島県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域の課題解決を目的とした起業をする者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業をする者に対して、起業、事業承継又は第二創業（以下、「起業等」という。）に必要な経費の一部の資金（以下、「起業支援金」という。）の支援及び起業等に関する伴走支援を行うものとする。

2 この要綱において、「執行団体」とは、補助事業を実施する事業実施者をいう。

3 この要綱において、「起業」とは、新たに事業を開始するための準備を行うとともに、個人事業の開業届出を行うこと又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等（大企業及びみなし大企業を除く）（以下「法人等」という。）を新たに設立して、その代表者となることをいう。

4 この要綱において、「事業承継」とは、既に事業を営んでいる法人等又は個人事業主が経営資源等を引継ぎ、代表者の変更又はその後継者が個人開業の届出を行うことを伴って、新たな事業へ取り組むことをいう。

5 この要綱において、「第二創業」とは、既に事業を営んでいる法人等又は個人事業主が業態の転換や新事業、新分野に進出することをいう。

6 この要綱において、「中山間地域」とは、広島県中山間地域振興条例（平成25年10月施行）第2条に規定する地域をいう。

### (補助対象経費、補助率等)

第3条 補助金は、執行団体が補助事業を実施するために必要な経費であって別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

3 事業目的が同じである補助制度による支援を受ける場合及び事業目的が別の補助制度ではあるが同一の経費に対して重複して支援を受ける場合は、交付対象としないものとする。

4 本補助金とは別に国（独立行政法人を含む）又は県の他の補助金等を受けている又

は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

(交付申請)

第4条 執行団体は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、様式第1号による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1-1)
- (2) 資金計画(別紙1-2、1-3)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 執行団体は、前項に規定する申請を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に相当する額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行ない、様式第2号による通知書により執行団体に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定(変更交付決定を含む。)の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。
- 3 知事は、第1項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により仕入控除税額に相当する額を減額して交付申請がなされたものについて、これを審査し、適当と認めるときは当該仕入控除税額に相当する額を減額して第1項の交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、前条第2項ただし書きの規定により申請がなされた場合においては、補助金の額の確定時に、仕入控除税額に相当する額を減額することとし、その旨の条件を付して第1項の交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 執行団体が、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合において規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、前条の規定による通知書を受け取った日から起算して14日以内とする。

(内容又は経費の配分の変更)

第7条 執行団体は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第5条の規定により提出した申請書別紙1-2「資金計画」の3総

事業費「補助対象経費」において、20パーセント以内の減額である場合については、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 執行団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式4号による承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(遅延等の報告)

第9条 執行団体は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5号による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 執行団体は、交付決定のあった年度の9月30日時点における補助事業の遂行状況について、様式第6号による報告書を同年10月31日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 執行団体は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から20日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月3日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 執行団体は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、仕入控除税額が明らかでない場合には、仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該実績報告に係る補助事業の実施内容及び結果が交付決定の内容（第7条の規定による承認をした場合は、承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、執行団体に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金額は、千円単位（千円未満切捨て）とする。

3 知事は、第1項の規定により執行団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える額の補助金が交付されているときは、当該を超える部分の補助金の返還を執行団体に命ずるものとする。

4 前項に規定する補助金返還の期限は、当該命令がされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、執行団体は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(概算払及び精算払の請求)

第13条 補助金は原則として精算払により交付する。ただし、知事が必要と認めたときは概算払をすることができる。

- 2 執行団体は、補助金の概算払を受けようとするときは様式第8号の1による請求書を、精算払を受けようとするときは様式第8号の2による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第14条 執行団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 執行団体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該仕入控除税額に相当する補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分)

第16条 本補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産(以下「取得財産等」という。)について、執行団体は、その台帳を設け、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第22条の規定により処分を制限する取得財産等は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第10号の承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。
- 4 本補助金により取得し、又は借用した土地または建物(付帯設備を含む。)については、第1項から第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「取得財産等」とあるのは、「土地または建物(付帯設備を含む。)」と、「取得価格又は効用の増加額」とあるのは、「取得価格及び効用の増加額の合計額」と、第3項の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間」とあるのは、「当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。

(交付決定をする場合に付すべき条件)

第17条 知事は、補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 執行団体が補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容、これに付した

条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、交付決定を取り消すことがあること。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還をさせることがあること。

(2) 執行団体が、知事が別に定める期日までに、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に提供しようとするとき（以下「取得財産の処分」という。）は知事の承認を受けなければならないこと。この場合において、知事が別に定める期間を当該財産が経過している場合を除き、執行団体に取得財産の処分による収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

(3) 執行団体は、起業支援金に係る起業等をする者からの実施状況の報告について、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、各年度終了後90日以内に知事に報告しなければならない。

(起業支援金の交付の際に付すべき条件)

第18条 執行団体は、補助事業において、起業等をする者に対し起業支援金を交付するときは、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条（精算払に係る部分に限る。）、第14条、第16条及び前条に規定する条件に準ずる条件を付さなければならない。

2 執行団体は、起業等をする者に対し起業支援金を交付するときは、当該起業支援金に係る事業を起業した日の属する年度の終了後5年間、各年度終了後90日（執行団体がこれにより短い期間を定めた場合は、当該期間）以内に各年度末時点又は直近の決算期末時点における当該事業の実施状況について、執行団体に報告する旨の条件を付さなければならない。

3 執行団体は、第1項の規定により付した条件等によって起業等をする者から起業支援金の返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	経費区分	内 容	補助率及び補助上限額
人件費	人件費	補助事業に直接従事する職員の配置に要する基本給、諸手当、社会保険料（事業主負担分に限る。）	補助対象経費の10分の10以内 （予算の範囲内とする。）
事業費	事務費	補助事業の実施に要する事務所等借料、謝金（※1）、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水	

		道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費(伴走支援事業の遂行上、必要となる経費) 等	
	補助費(※2) (起業支援金)	起業等をする者が起業等に要する人件費(※3)、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等	補助対象経費の2分の1以内 (1件当たり最大200万円) (予算の範囲内とする。)

(※1) 謝金については、外部審査委員への謝金等の他、執行団体以外の起業支援機関等と連携した起業等に関する伴走支援業務等を行う場合、対象となる。ただし、他事業と合同で実施する場合には、本事業に係る部分のみを対象経費とする。

(※2) 補助費(起業支援金)の対象経費には消費税及び地方消費税を含まない。

(※3) 人件費については、代表者や役員等の人件費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。